

## 第 92 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 31 年 4 月 12 日（金）14：00～15：58

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第 1 会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩、宮川 努

【審議協力者】

内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、  
東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：間中室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官  
ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは定刻になりましたので、ただ今から第 92 回産業統計部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

この部会の部会長を務めさせていただきます河井です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、3 月 18 日に開催されました第 134 回統計委員会において、総務大臣から諮問された経済産業省生産動態統計調査の変更について審議を行います。

また、昨年 10 月の統計委員会において、「国民経済計算の Q E 及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の『シームレス化の取組強化・加速』に関連して、定量的分析を進め、既存統計の活用と内閣府による推計方法の工夫で対応する品目と、基礎統計作成府省による統計調査の拡充によって対応する品目を、できるだけ早く仕分けして、それぞれ具体的な対応策を詰めていく必要がある。そのためには、内閣府、総務省、経済産業省はもとより、その他の関係府省も加わったしっかりとした体制で検討を進める必要があり、各府省

が自府省の利害にとらわれることなく、政府全体としてどのような統計が望ましいかという視点に立って、それぞれ自らの課題として主体的に取り組んでほしい」と整理されたことを踏まえ、国民経済計算体系的整備部会における経済産業省生産動態統計調査の検討も進められております。

このため、今回の審議では、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃる川崎委員と西郷委員に加えまして、国民経済計算体系的整備部会の部会長であります宮川委員にも審議に参加していただいております。なお、部会の構成につきましては、参考1として名簿をお配りしておりますので御参照ください。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

**○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査** 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1として統計委員会に諮問した際の資料、資料2として経済産業省生産動態統計調査の審査状況をまとめた審査メモ、資料3が審査メモの中で示した論点に対する調査実施者側の回答となっております。また、参考資料として、参考1が部会の構成員名簿、参考2がスケジュール、参考3が昨日4月11日に開催した第15回国民経済計算体系的整備部会の提出資料となっております。さらに、席上配布資料1として、第15回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を、2として、経済産業省生産動態統計調査における統一基準をお配りしております。なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、さらに、3月18日の統計委員会において諮問した際に、西村委員長から発言がありましたので、その要旨を配布しております。資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からの説明は、以上でございます。

**○河井部会長** それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げさせていただきます。

まず第1点は、本部会の審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様に、資料2の審査メモに沿って、審査状況と論点を事務局から説明していただいた後に、各論点に対する調査実施者からの回答を踏まえて審議する形で進めさせていただきたいと考えております。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、基本的には本日の部会で変更計画に関する審議を一通り終えたいと考えておりますが、私も出席いたしました第15回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を勘案いたしますと、本日だけでは審議が終わらないのではないかと考えております。このため、本日の審議状況を見て判断していきたいと思いますが、予備日として設定しております5月16日の木曜日16時から18時に、2回目の部会を開催させていただきたいと考えております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の審議は16時までを予定しておりますが、審議状況によりましては、予定の時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、諮問の概要につきましては、既に統計委員会の場で説明がありましたので、審議を効率的に進めるために、この場での説明は割愛させていただきます。ただし、3月18日に統計委員会に諮問した際の委員からの御発言につきましては、確認の意味で、事務局から紹介をお願いします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、諮問の際に示された西村委員長の御意見を紹介いたします。

今回の変更で、全面的に民間委託を活用した調査方法に移行することを計画しているが、部会審議では、民間事業者の活用が結果精度に与える影響や効果等を十分に確認するようお願いしたい。

また、昨年6月の統計委員会で、「QE及び年次推計の精度向上に向けた一次推計の『シームレス化』の取組強化・加速の一環として、経済産業省生産動態統計に関して検討を開始する」よう求め、7月の統計委員会において、国民経済計算体系的整備部会の整理として、「経済産業省生産動態統計に関して検証を進めた上で、同統計の諮問・審議に間に合うように国民経済計算体系的整備部会から産業統計部会へ情報提供する」と報告されている。国民経済計算体系的整備部会では、所要の検討を確実に進められているとのことだが、国民経済計算体系的整備部会、産業統計部会が適切に連携して、今後のSNA改善に結び付けていくことが期待されている。難しい課題であるが、両部会長にはよろしくお願いしたい。

以上です。

**○河井部会長** ありがとうございます。委員会で示された御意見につきましては、これから進める個別審議の中で合わせて確認したいと思いますが、現時点で特段の御意見があれば、委員の皆様、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、個別の審議に入りたいと思いますが、宮川委員が途中で退席されるということもありまして、国民経済計算体系的整備部会に関する案件から始めたいと考えております。審査メモ6頁の3の「国民経済計算体系的整備部会における検討状況について」の御説明を事務局からお願いします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、審査メモ6頁、3の「国民経済計算体系的整備部会における検討状況について」を御覧ください。

第Ⅲ期基本計画を踏まえ、平成30年7月12日の第124回統計委員会において、国民経済計算体系的整備部会を中心に、①国民経済計算の財部分における第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急に実施、②上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心に、必要な検討を開始、③同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ、関係する部会と連携しながら検討の実施を直ちに開始するよう求められております。

国民経済計算に関連した本調査の検討については、昨日4月11日に開催されております、国民経済計算体系的整備部会においても進められております。

このため、同部会における検討と連携を図りつつ、今後、本調査で対応が必要な事項の有無について、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ただ今説明がありましたように、昨日の第15回国民経済計算体系的整備部会におきまして、経済産業省生産動態統計調査との関連で審議が行われたということですので、同部会長の宮川委員から、その報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは私から、昨日の第15回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、報告させていただきます。途中で退席しますので、先に報告させていただくことになって申し訳ございません。

4月11日に行われました第15回国民経済計算体系的整備部会において「国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」を行いました。その中で、経済産業省生産動態統計に関する課題も取り上げましたので、この場を借りて情報共有させていただきます。

1. 内閣府による改定状況の検証結果。これは参考3に資料がございます。内閣府では2012年から2016年にかけての5年分につきまして、第一次年次推計値から第二次年次推計値への改定状況を検証いたしました。この結果、3頁から4頁に列挙されている品目がかい離の大きい品目として洗い出されました。これらのうち、右側にあります「年次推計における利用統計等」の欄において「経済産業省生産動態統計」として下線があるものが、本日、審議されている経済産業省生産動態統計（以下「生産動態統計」という。）に関わる品目となります。

続いて、6頁を御覧ください。一定の基準で絞り込みますと、「鋼船」、「電気照明器具」、「半導体製造装置」、「サービス用機器」具体的にはパチンコ、スロットマシン、「建設・鉱山機械」の5品目が残ります。このほか、9頁に説明がありますが、「民生用エアコンディショナ」もかい離が大きい品目です。

このうち、「鋼船」は、国土交通省が所管する造船造機統計調査の対象であり、経済産業省生産動態統計調査の対象外ですので、本日の議論からは外れます。

2. 電気照明器具。続いて「電気照明器具」ですが、11頁を御覧ください。工業統計の電気照明器具は、白熱電灯器具、直管蛍光灯器具、環形管蛍光灯器具、蛍光灯器具（直管、環形管を除く）、水銀灯器具、その他の電気照明器具などから構成されます。このうち、白熱電灯器具に関しては、工業統計と生産動態統計では対象とする品目範囲が一致しておらず、これがかい離の原因となっているとのことです。1月段階における経済産業省からの説明では、電気照明器具全体としては、工業統計と生産動態統計の相違は小さいとのことでしたが、今回の内閣府による説明では、内訳の構成品目まで遡るとかい離が生じているということです。

このため、2つの観点から検証が必要になります。1つは、現在の工業統計による第二次年次推計の妥当性です。ここまで細かく分類した上で推計する必要があるのか、もう少し小さくくりで推計した場合に誤差はどの程度拡大するのかといった点です。もう1つは、あくまで今回の検証において現在の推計方法の妥当性が確認されるとの前提ですが、

生産動態統計側の検証です。具体的には、生産動態統計において工業統計の対象外となる品目、これは図表の点線に囲まれている白抜きの部分となりますが、これを除くように「自動車用器具（二輪自動車用を含む）」を品目分割できるか、あるいは他のデータを利用した推計上の工夫は可能かといった点の検証です。

検証の結果、現在の工業統計の利用法が最適であり、他のデータを利用して品目分割と同様な結果を得ることは困難となれば、生産動態統計に品目分割を要望することとなります。要望段階では正確な把握は難しいですが、除外しようとする品目の生産金額や零細事業所の多さなど、実査可能性にも要望段階で配慮しておくことが望ましいと考えられます。工業統計の利用法に関する検証は内閣府を中心に、生産動態統計の品目に関する検証は経済産業省を中心に進めていただくこととなります。

こうした踏み込んだ分析を他の品目、「半導体製造装置」、「サービス用機器」、「建設・鉱山機械」、「民生用エアコンディショナ」に関しても進める必要があります。

3. サービス用機器。このうち、「サービス用機器」ですが、これはかい離の原因が、その内訳のパチンコ、スロットマシンであることが確認されています。両品目に関しては、関係行政機関などにおいて生産動向を把握している可能性があり、現在、内閣府において調査中です。やや細かな話となりますが、ストックではなく、また中古品売買ではなく、新製品の生産額が必要です。金額が難しくても、台数を把握できれば、これに企業物価指数で把握されている価格動向を掛け合わせることで、推計上必要となる伸び率を得ることができます。仮に関係行政機関で既に把握されているのであれば、そのデータの活用が必要です。把握されていないのであれば、生産動態統計調査への取り込みを要望することも選択肢となります。両品目は工業統計調査では調査対象となっていますので、議論の入り口の段階で「取り込み困難」との結論には至らないように思われます。

4. 今後の進め方。このように、先ほど申し上げました「電気照明器具」、「半導体製造装置」、「サービス用機器」、「建設・鉱山機械」、「民生用エアコンディショナ」に関しては、現段階では検証が尽くされていない状況です。しかしながら、既に生産動態統計調査の審議が始まっており、次回の5月16日の部会では答申案をまとめる段階にあります。このため、内閣府に対しては、経済産業省の協力を得て、これら5品目に関して、第1に、推計上の工夫で対応するのか、生産動態統計調査への取り込み等を要望するのか、第2に、それに関連する課題は何かといった点について、5月16日の産業統計部会よりも前に、しっかりと結論を出すよう、強く要請しております。その結果につきましては、次回部会において説明したいと考えております。

今回の諮問審議における本件の取り上げ方です。言うまでもなく、基本的には部会に参加されている委員の御意見によるものと考えております。私の個人的な意見といたしましては、内閣府にできる限り具体的に整理していただいた上で、例えばそれを「今後の課題」に盛り込んでいくのも1案ではないかと考えております。その場合、言うまでもありませんが、第Ⅲ期基本計画にあるように、経済産業省と内閣府とが一体となって検討を進めるという形もあり得るのかなと考えております。

私からの報告は、以上でございます。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、内閣府及び調査実施者の経済産業省から、何か補足がありましたら、お願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省の鉱工業動態統計室長の間中と申します。よろしくお願いいたします。

これまでの国民経済計算体系的整備部会における検討では、生産動態統計調査で新たな品目の調査を行うとの最終結論、要望には至っておりません。現状、工業統計調査と生産動態統計調査で調査されている品目の概念差をいかに縮小するかという議論が、これまで中心的になされてきております。内閣府が適正な推計を行えるように、今後、内閣府から詳細な情報をいただきつつ、調査結果の利用に関してのアドバイスを行うなど、内閣府の推計精度の向上の取組に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 内閣府からも発言させていただきます。私どもは、昨日の第15回国民経済計算体系的整備部会で、分析の結果をお示ししたところでございますが、この分析の上に、更に経済産業省とも協力しながら、もう少し詳しく見ていきたいと思っております。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告及び説明を受けて、御質問とか御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

今のお話を聞く限りでは、経済産業省と内閣府で情報を交換しながら、前向きに方策を考えていただくという形と受け取りましたけれども、それでよろしいでしょうか。それで、次回の部会で、ある程度の結論というか、方向性を決めるということでしょうか。

宮川委員、そのような形でよろしいでしょうか。

○宮川委員 はい。基本的に、新たに品目を要請するかどうかについては、ここでも説明しましたように、内閣府や経済産業省ともう少し情報交換をして、私どももそれに加わる形で検討した上で報告することになるかと思えますし、その点に関しては、昨日の国民経済計算体系的整備部会で、委員の方から御一任もいただいている状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。

はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から、1点、補足させていただきます。

昨日の国民経済計算体系的整備部会でも申し上げたのですが、先ほど宮川委員から御報告がございましたように、次回の報告、審議を踏まえまして、具体的に今後の課題に盛り込むことが可能になった場合には、実査可能性とその後の検証が行われた後、速やかに、調査対象品目に入れるようにするというのを考慮すれば、なるべく具体的に品目を特定する必要があります。そして、参考でもお配りしておりますが、この調査は品目の選定基準が定められておりますので、それとの整合性も必要になってまいります。そのような課題がクリアできれば、なるべく具体的に今後の課題として示し、実査可能性が確認できた場合には、軽微な手続きで直ちに調査を実施するというのが一番望ましい姿です。そうではなく、漠とした課題になりますと、また改めて変更の計画を出していただいて部会審

議を経てということになりますので、対応がかなり遅くなっていきかねません。もし、早く対応するのであれば、内閣府にも御協力いただいて、早く結論を得るようにしていただければありがたいと考えている次第です。

**○宮川委員** 私から1点だけ、基本的には、先ほどお話がありましたように、この課題は第Ⅲ期基本計画から派生していますし、3月18日の統計委員会でも、西村委員長が強く要望されていることです。ですから、現状のままという状況では、既に内閣府が示されているように第一次年次推計値と第二次年次推計値のギャップがあるわけですから、何らかの形でこの改善方法が、それは品目追加か、品目追加でなく推計の改善か、どちらかで示されない限り、統計委員会の要望に応えられていないと私は考えております。そのようなことで、もう少し調整が必要かなど。具体的には、今、澤村統計審査官がおっしゃったような形まで持っていければ非常によろしいのかなと考えております。

**○河井部会長** ありがとうございます。

どうぞ。

**○西郷委員** 関連することで、今、澤村統計審査官は、席上配布資料2の（参考）で述べられている統一基準に言及されたのですが、統一基準というのは、生産動態統計単体を見たときに、どのような品目を載せるべきで、どのような品目を外すべきかという、一種、自律的な基準が記載してあって、経済産業省は、この基準によって品目を生動に入れたり、入れなかったりと決めているものと理解しています。ただ、私、先ほど「単体」という言葉で申し上げましたけれども、これは生産動態統計単体を見たときの基準であって、今はそれとは視点が少し違って、生産動態統計とともに、SNAとか、ほかのものも一緒に見ながら、品目を選ぶなり何なりしなければいけない。先ほど整合性というお話もあったのですが、両方の統計を見なければいけない、いろいろな統計を見なければいけないという際に、統一基準はどの程度まで勘案しなければいけないものなのか。別に抽象的な議論をしてもあまり意味がないと思いますので、絶対守らなければいけない基準とは捉えられませんねという確認だけでいいのですが。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** この基準は経済産業省が定めたものなので、後で補足していただければと思いますが、事務局としては、金額のところは1つのメルクマール、ほかの目的といいますか、今回のようなSNAのためにという部分があったとしても、金額基準であるとか、上位のところから一定のポリシーをもってというような調査の枠組み自体を崩す必要があるのか、今までの生産動態統計調査の枠組みの中で調査することが適当なのかというところは、また、議論になろうかと考えてございます。

**○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** 今、澤村統計審査官から説明していただいたとおり、この基準自体は、生産品目の年間出荷額の大きさ、つまり市場規模を1つのメルクマールとして調査品目の対象とするか否かをジャッジにしているところでございますので、これ以外の部分で、SNA精度向上のために、新たな品目として要望された場合に、その要望点も勘案して判断させていただく必要があるかと思っております。この金額基準はあくまでも1つのメルクマールで、近年生産の伸びが著しく高いと

か、行政上必要な商品も採用することとされています。

○河井部会長 御確認、どうもありがとうございました。では、次の部会まで1か月程度しかありませんので、時間が短くて大変申し訳ありませんが、経済産業省と内閣府で、御検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、順番が逆転しましたが、資料2の審査メモに戻っていただいて、1頁目、(1)調査方法の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2の審査メモ1頁、(1)調査方法の変更についてです。

今回の変更計画では、これまで調査員調査で行っていた部分について、2020年4月分の調査以降、郵送調査に変更するとともに、民間事業者を活用するよう変更する計画です。

現在、本調査で実施している109の月報のうち46月報においては、平成29年9月分調査から、既に民間事業者を活用した郵送調査として実施しております。

経済産業省では、その実施結果を踏まえ、持続的に質の高い統計を作成することが可能と判断し、今回、残りの月報についても、民間事業者を活用した郵送調査に変更したいとしております。

一報、前回の諮問審議の際には、民間委託という手段が先にありきという形になるのは大変危険との意見があったところです。

このため、先行して民間事業者の活用を行っている46月報の実施状況の確認、新たに民間委託する63月報の実施方法、都道府県への情報提供等、9つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、各論点に対する回答につきまして、調査実施者の経済産業省から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、まず1点目の調査方法の変更ということで、論点として、a先行して民間委託に移行した46月報の実施状況について、回答させていただきます。資料につきましては、別途用意しております、別添1を御覧いただけますでしょうか。

今回、民間事業者の活用の際して工夫した点を記載しております。資料を御覧いただきますと、タイトルは諮問第98号の答申に関する検証結果についてです。この資料自体は、民間事業者の活用にあたっての留意点、大きな柱として4点でまとめさせていただいております。

まず1点目としまして、表の中にございますけれども、①として、統計の結果精度の維持・向上についてという点でございます。答申に記載された取組として、4点ほどございますけれども、簡潔にお答えさせていただきますと、まず1点目として、民間事業者から、業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行うことについての対応状況としましては、毎月、速報公表後に民間事業者と職員による定期報告会を開催して、調査全体のプロセス管理を行っております。また、定期報告会において、見直し箇所なり問題点があった場合においては、対応方策を検討して、更に業務マニュアル等をリバイスしつつ、改善点を確認しています。更なる取組を行った点としては、翌月のスケジュール提出も求

めまして、関係者で認識を共有できる運用で、全体のスケジュールを更に効率的に行う確認をとっています。

2点目としまして、経済産業局を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに、必要に応じて、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努めるという点につきましては、同様に、経済産業局を含めた職員が有する各事業所の固有情報とか調査票のそれぞれの特性に応じた情報について全てマニュアル化しつつ、民間事業者に貸与して、月報ごとに研修をそれぞれ実施しています。月報によっては特殊性がございますので、特殊性があれば、その部分について、重要な点を簡潔にまとめつつ、研修を実施しています。また、必要に応じて、民間事業者では対応できないケースなどは、職員を含めて、経済産業省として各事業者に対応して、回収率の維持・向上に努めたという状況です。更なる取組としては、更に右を御覧いただきますと、民間事業者の督促状況を毎日、所定の様式で報告させまして、具体的な内容、状況を適切に管理しつつ、全体の運用を定期的に行っていました。

続きまして、3点目でございます。職員が審査実施状況を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の追加指示や職員による照会も行うことで、報告値に対する審査を行う点につきましては、入札前の仕様書において、審査結果の履歴の記載とか義務付け、定期的な結果を職員に共有するという運用方法を業者に事前に提示して、それを実施していただいている状況です。加えて、月例業務において、当該履歴を職員が確認して、必要に応じて民間事業者に、これが足りないなり、これはもう少し丁寧にやった方が良いといった部分を細かい部分で確認しつつ、業者に業務自体が定着するように指示を行っている状況です。

最後に4点目としましては、経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努めるという点につきましても、経済産業省においては、自らサマリ審査をして、全体の数字が、従前、職員がやっていたような形での審査状況なり数値になっているかどうかを確認しつつ、疑義のある場合においては、その点について民間事業者に指示をして、集計結果の精度維持に努めている状況です。

全体としまして、サマリ審査のみならず、3か月ぐらいまでは、職員がやっていたのと同様に、個票審査でおかしい数字がある部分は、民間事業者が定着するまで、職員は常に管理を怠らないように注意してチェックしていた状況です。

大きな柱の2点目としまして、報告者の秘密保護の観点からの状況です。全体としては5点ございますけれども、まず1点目としまして、民間事業者が本調査の業務を行う業務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備という観点につきましては、入札の仕様書において、入出制限措置とか災害に備えた設備の整備を義務付け、実際にそのような形になっているかどうかを、審査業務開始前に民間事業者の事務局を訪問して、職員が現場で各種設備や運用体制の事前確認を行って、管理がきちんと整っていることを確認しています。

2点目としまして、調査票とかデータ等の保持・持ち出し・運搬・処分等における強固

なセキュリティー対策及びその履行状況について報告を求めるとともに、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には立入検査を実施することに関しましても、事前に入札の仕様書において、調査票とかデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等におけるセキュリティー対策、履行状況の報告を求めております。加えて、入札の仕様書において、更に履行が不十分と経済産業省が認める場合においては、立入検査を行う旨を明記した形で契約等を行っている状況です。この点については、更に当室から調査票を持ち出す際には、所定の様式を定めて、毎日どのくらいの調査票を実際に持ち帰っているのかどうか、きちんと枚数を確認した上で、その確認がとれ次第、民間事業者を持ち出しを許可する方法をとっています。

3点目です。業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収とか教育の実施によって、秘密の保護、徹底を要求する点につきましては、民間事業者の業務担当に守秘義務も含めた必要な研修を実施して、秘密の保護の徹底に努めている状況です。

4点目につきましては、事前にセキュリティー対策や制限等について協議して、合意した上で、外部接続によるSTATS、経済産業省のシステムの利用を承認する。この点は事前に合意した上で、外部接続、経済産業省の外から調査統計システムSTATSへのアクセス、利用を承認しているという状況でございます。繁忙期などは、仕様書に定められたSTATSの利用時間を超過する場合、経済産業省以外に業務室とする必要があることから、許可の申請の様式にして、了承される場合のみ実施されるように管理しています。

3点目の大きな柱として、信頼性の確保につきましては、経済産業省のホームページなり民間事業者のホームページで、民間事業者自身がきちんと経済産業省の委託の基に国の統計調査を行っている点について明確にしている。事前の通知等で、民間事業者から対象事業所にも伝えた上で、民間事業者に対して経済産業省が委託していることを十分に確認するようにしていることです。

最後に4点目、民間事業者の履行能力の確認につきましては、受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用して、仕様書で提出を求める業務計画のほかに、業務を効率的に行う方法についても民間事業者に提案させて、それらも十分加味した上で、慎重かつ合理的に受託者を選定したところですが、更にもう1点、追加的な部分としては、業務内容以外の部分で作業様式の提案など、効率化に資する提案があれば、そのような部分も採用しつつ、民間事業者に依頼している状況です。

長くなりましたが、以上です。

○河井部会長 ほかの論点もお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 あと、論点の(b)の部分につきましては、結果精度への支障とその解決という部分で、まず、回収率の関係でございしますが、別添2を御覧いただけますでしょうか。全体の外注前後の提出率の比較を月報ごとに記載しております。

左の外注前1年間というのが、平成28年9月から平成29年8月分までの提出率ということと、右側が外注後1年間ということで、平成29年9月から平成30年8月の1年間とで比較させていただいております。月報ごと、一番上の部分を御覧いただきますと、先行

外注月報4 6月報での提出率で、外注前1年間としては平均で95.81%という回収率に對しまして、外注後は1年間で平均95.93%ということで、提出率の差としては0.12ポイントほどですが、提出率が上昇している状況です。

しかしながら、内訳を見ますと、提出率をかなり上昇させている調査票もございます。逆に提出率が若干下がっているような部分もあるので、この要因分析はなかなかできていないのですけれども、自然災害等の影響も少しは加味されている可能性があり得ると聞いています。

今申し上げましたとおり、提出率全体の平均の月報ごとの提出率で申し上げておりますが、台風とか地震などの自然災害による影響によって調査票の提出が遅れた事例も過去にございます。このような部分については、災害が起きた場合において、災害救助法適用地域に存在する対象事業所への照会確認情報に基づいて、個票レベル、いわゆる対象事業所ごとに対応させていただいていることもございまして、結果精度に与える影響はほとんどなかったのかなと認識しています。

続きまして、論点の(C)、民間事業者の変更という点です。平成29年9月から現在までに、委託先である民間事業者に変更があったか。仮に民間事業者の変更があった場合に、業務の引継ぎについてどのような措置をとったのかという点です。民間事業者の選定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総合評価落札方式で入札をさせていただいております。当初の2年度につきましては同一の民間事業者になりましたが、平成31年度は、別の民間事業者へ変更となっております。このために、前年度実施していた民間事業者からは、詳細な業務報告書の取りまとめを提出させて、その上で、新しい事業者へ引継ぎをさせることで、新たな事業者へ円滑な引継ぎができるように努めました。もう1点は、調査事務局の電話番号であるフリーダイヤルやメールアドレスも新たに契約した民間事業者が継続して利用できるよう、新旧の事業者と調整を行いました。これは、従前からの対象事業所に調査事務局の変更で不審に思われぬような形で引き継がせ、報告者に無用の混乱を生じさせないように努めた結果です。

次に、論点(d)、調査系統別報告者数でございます。回答としましては、平成30年度末時点で、書類にございますとおり、それぞれの系統別の事業所数を記載しております。それぞれ改善前ではございますけれども、経済産業省から都道府県、調査員、報告者ということで、調査員レベルを扱った事業所は4,852、全体の34.7%。経済産業省から経済産業局を通じて報告者から調査票を集めている部分が3,751事業所、全体の26.9%。経済産業省が直接回収している事業所は87、全体の0.6%。前回、民間事業者へ請け負わせた事業所数は5,278事業所、大体37.8%ということで、合計1万4,000事業所弱という状況です。

以上です。

**○河井部会長** それでは、まずここまでは先行して民間委託をした46月報の実施状況についての御報告ですが、これについて何か御質問等ございますか。

はい、どうぞ。

**○川崎委員** いろいろ丁寧に民間事業者の業務を管理しているのがこれでよく分かったと

と思いますが、発注するときに、目標回収率というのは、もともとかなり高いので 100% なのかなと思ったりするのですが、どのような設定の仕方をされているのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 現状の回収率は 95% から 96% ぐらいですが、現状以上の回収率の目標を定めて、そこに到達するように設定しています。

○川崎委員 基本は前回並み以上ということによいのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、目標回収率は前回以上になるような設定を行い事業者へ指示している状況です。

○川崎委員 はい、分かりました。

○河井部会長 ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

○西郷委員 前回の部会の際に、かなり大幅に民間事業者に調査を委託するという点で、その点、かなり懸念されたわけですが、実施してみた結果、少なくとも、提出率等には大きな差はなかったという総括でよろしいのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、結果として、提出率は以前よりも向上したという状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。

私からも 1 つ質問です。提出率の件はこれで問題なかったと分かったのですが、例えば回答の質といいますか、空欄が増えたとかいうのもなかったのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 回答の空欄とかはなかったと認識してございます。なお、事前に、従来から回答いただいている項目で記載がない場合は、審査チェックの段階でエラーとなりますので、エラーの対象としては、きちんと照会をかけて、今月はないのか、それとも記入忘れなのかというところを民間事業者を確認させることを徹底したという状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。

では、ほかになければ、過去ではなく、今回の変更内容の論点に移っていただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは次に、b としまして、今回、民間委託に移行する 63 月報について、まず (a) として、今回、全ての月報で民間事業者を活用する計画ですが、これにより、どのような効果が期待できるのかという点については、全面的な民間事業者の活用によりまして、地方公共団体に負担を強いることなく、業務量自体が日々変動する督促とか疑義照会等に人や時間を増加させて機動的な対応が可能となると認識してございます。また、経済産業省職員自体も、民間事業者に委託させることによって、自らは統計調査の企画とか、設計とか、当初の狙いどおり、分析に力点を置くことが可能となると考えております。また、最先端分野の新たな統計調査の発掘なり、精度の高い統計分析などが期待できると考えてございます。加えて、都道府県も、実査業務から離れて、都道府県が作っておられる地域別の鉱工業指数の作成に専念できるということで、国、地方含めて、公的統計のリソースの効率的な活用につながる

ものと認識しています。

次に、論点bの（b）新たに民間委託を実施する月報についても、先行して民間委託を実施した月報と同様、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえつつ、4つの留意点についてどのような対応を行うのかということで、この部分につきましては、先行実施しました46月報の対応を別添1に掲げさせていただいております。先ほど申し上げましたが、これと同様に、以下の対応を実施したいと考えております。

先ほど申し上げました大きな4つの柱ということで、統計結果の精度の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保、民間事業者の履行能力の確認という点から、先行の46月報と同様、そこを強化した形で63月報も行うように考えています。

次に、論点の（c）でございます。調査員調査を郵送調査にするための対応ということで、今回、民間委託に移行する63月報の一部については、これまで都道府県を経由した、統計調査員による調査が行われている状況です。これを郵送調査化することに伴って、記入の誤りとか調査票の未提出といった事態について、具体的にどのような対応を行うのかという論点に対しましては、外注後に調査票の継続的な提出に問題が生じる可能性がある事業所が結構あるのではないかと考えまして、実際、昨年9月から11月に、各都道府県に確認いたしました。その結果は、10府県から、全体としては48事業所で調査票の継続的な提出に問題が生じ、いわゆる提出の拒否につながるような状況になるのではないかとという事業所が見つかったという状況です。この状況が判明した以降、現在までに、29事業所については、直接赴いて、調査員や都道府県、そして、経済産業省の職員も、説得を行った状況です。29事業者までは理解が得られ、残りの事業所については、引き続き、今年度いっぱいかけて状況を説明した上で、調査協力をお願いするよう考えています。

それ以外の部分としては、きちんと回答しやすいように、63月報の記入の誤り等の確認、このような部分も見付けられるように、46月報については、調査票にプレプリントを実施することで事務の効率化に努めております。更に後発の部分についても、同様にプレプリント方式を導入して効率化を図る予定にしています。

続きまして、（d）の民間事業者の業務内容の変更です。本件の変更に伴って、民間事業者に委託する業務内容について、追加・変更するものはあるのかどうかという点に対しまして、先行して民間事業者に委託した46月報と同様に、以下の業務内容の委託を考えています。

大きく4点ございますけれども、1つ目は事前準備等に関する業務ということで、それぞれ実施計画に関する業務からマニュアル作成に関する業務、業務報告書の作成に関する業務という形でお願するつもりです。

さらに、調査関係用品に関する業務ということで、2点記載しています。

また、審査等月例作業に関する業務ということで、督促から名簿整備等に関する業務まで7点を記載しております。

最後に、年間補正に関する業務という形で、大きくブロックごとに分け、引き続き、業務を委託することを考えています。

続きまして、調査票情報の利用です。Cの経由機関等との関係についてということで、

本調査の結果については、都道府県において、鉱工業に関する施策の基礎資料や鉱工業指数等の二次加工統計の基礎資料として、国、地方公共団体に幅広く利用されています。

今後、この部分に関しまして、全面的な民間委託への移行に伴って、都道府県において、調査票情報などを利用する際に、どのような手続が必要となるのか。都道府県に対して十分説明がなされているのかという論点に関しましては、従前から、統計法第33条に基づき「調査票情報の提供」を行っております。今回の民間委託によって、都道府県を経由しなくなっても、その手続等に変更はないと考えています。さらには、この情報につきましても、経済産業省が毎年行っております経済産業統計企画連絡会議において、各都道府県にも周知を行っておりますし、昨日実施されました都道府県統計主管課長会議でも、再度、同様な説明を行って、各都道府県に理解を得ている状況です。

以上です。

○河井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のあったbの今回民間委託に移行する63月報についてと、Cの経由機関との関係につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

○川崎委員 単純に分からないので教えてください。5頁目の一番下の(4)年間補正に関する業務とは、どのようなことをするのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 生産動態統計では、毎月、速報と確報という形で、速報は翌月の下旬、確報については翌々月の中旬に公表するシステムをとっております。各月報で、例えば、2月分の調査票が、確報の収集に間に合わず、それ以降に事業所から出てきた場合には、データを投入できず、溜めておいて、翌年の1月分の確報で過去1年分遡及して、確報以降に遅れて到着した調査票や訂正の連絡があった事業所分の調査票について修正し、集計し直して公表するシステムをとっております。これを年間補正と称しております。

それと、生産動態統計の話しではありませんが、鉱工業指数で考えますと、月次の生産数量なり販売額の数字自体、生産動態統計の年間補正で直るわけですけれども、修正済みの原指数に加え、足元の部分については、季節指数が前年度のものを暫定季節指数として利用していますので、当該年の季節パターンになるよう、本年分のデータを入れ替えて再計算した季節指数に入れ替え、季節調整済指数を再計算する作業も併せて、「年間補正」と称して公表し直ししています。

○川崎委員 調査で関係するのは前者のところだけで、別の調査票か何かを用意するのですか。それから、オンライン調査の場合だったら、例えば過去12か月分の結果を示して、そこを直しなさいみたいな画面を用意するのか、実務的にどのようにやっているのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 システム的には年間補正画面で、確報以降に集まったデータを蓄積しておいて、翌年の1月分の速報が終わった後に、確報までの間に、その分を更に正しいデータを入れ替えて処理するという感じです。

○川崎委員 いわば12か月分まとめた、もう1回、調査票をフィードバックする格好で、それで直していくという手続きですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、そうです。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう、よろしいですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 継続が難しい事業所に対する情報で対応を考えているという例として、4頁の論点（c）で48事業所の対応が説明されていますけど、これ以外に、都道府県で行っている工夫、そのようなノウハウも都道府県から吸い上げて、それをマニュアル化して事業者を提供するといった、今まで都道府県が積み上げてきたノウハウを活用していくような取組は予定されているのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 おっしゃるとおり、都道府県が持っている情報については、この事業所がかなり特殊なところですか、あまり提出がよくないとか、逆に率先して出していただけるとか、そのようなタイミングの部分とかも、いろいろ御存知と承知しております。そのような点を含めて、各都道府県には、今持っておられる月報ごとの特徴的な情報があれば、今回、法定受託事務自体を廃止する際に、経済産業省にその情報をいただけるようお願いをしています。それを月報ごとのそれぞれ特性事項の部分に追加した上で、そのマニュアル自体を業者に渡せるようにしている状況です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、東京都と愛知県も、影響というか、先ほどの御説明だと、企画等、そちらにお力を注げるということでプラスの影響があるということだったのですが、いかがでしょうか。御意見等ありましたら、是非よろしく願います。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 東京都でございます。

一般論的な話になりますが、人的リソースという意味では、こちらも年々、人が減っている状況もありますので、もし効率化していただける部分があれば、その分の人員を産業統計に関するほかの部分に振り向けられるという点は確かにあるだろうと考えているところです。

○河井部会長 愛知県はいかがでしょうか。

○高瀬愛知県県民文化局県民生活部統計課課長補佐 愛知県でございます。

私どもも、鉱工業指数というものを、毎月、作成し公表しております。現在、調査そのものが生産動態統計調査の実施機関ということで、いわゆる変動の要因、個別の情報、事業所が少し特異な動きをしたときに、今月は何かありましたかという聞き取りなどをしたときの情報が得られるという中でやっておるのですけれども、生産動態統計調査の実施機関から外れますと、統計法第33条の関係で、今後は提供することは困難だと聞いております。私ども県独自で公表するときに、そのような情報がないと、少しつらいなと思っているところはございます。

○河井部会長 そのような御意見ですが、いかがでしょう。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 鉱工業指数にお使いいただくデータについては、前に御説明させていただきました統計法第33条のデータの提供という形で、従来どおり提供させていただきます。全体の業種別の動きを見るのに対し、

個票事業所がございますので、その中で上がった、下がった、どのような事業所が全体の動きに対して寄与しているのかというところはお分かりいただけると認識しております。

さらに、全国的な動向、いわゆる一般的な変動要因の状況については、できる限り、当方も、共有できるところは情報を提供させていただければと認識しています。

○河井部会長 調査票情報の提供はやっていただけると。プラスアルファの情報もしていただけるということなので、そのような形でよろしいでしょうか。それほど大きな影響はないということでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。各都道府県内の個社情報まではなかなか難しいと思いますけど、現状の個票の動きで、要因等はお分かりいただけるのかなと認識しています。それ以外の部分として、全国的な動きみたいな情報は、当然ながら、当方しか持っていませんので、エリアの情報とか各都道府県について、提供できるような情報を持っていれば、できる限り御提供させていただく形を考えております。

○河井部会長 いかがでしょう。

○高瀬愛知県民文化局県民生活部統計課課長補佐 統計法第33条には抵触しない形で、今までのようにいただければ、ありがたいとは思っております。

○河井部会長 ありがとうございます。

では、私から1つ意見ですけれども、別添1と別添2で示されておりますように、経済産業省としましては、民間委託に当たって、様々な方策をとられて、しかも、パフォーマンスも非常に良いということですが、このような経験は、ほかの統計にも非常に参考になりますし、統計を作っている側が共有すべき問題とか、今のところは非常にパフォーマンスが良いのですけれども、新しいもので同じような結果が得られるかどうか。多分、同じような結果が得られるのではないかと期待しておりますが、それがどうなったかということを経済委員会全体で共有していきたいなと思います。事後的に、どのような成果が得られたかという結果を報告するとともに、その結果を共有することで委託業務の内容の改善に活用することを、今回の答申の今後の課題のところに記載する形でまとめさせていただいても構いませんか。宿題といいますか、お仕事が増えることになるのですが、経済産業省の中でも評価をされると思いますので、その評価をみんなで共有するという形にさせていただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、分かりました。経済産業省内でも、当方の生産動態統計調査自体、月次統計の分野で外注化は最初ですが、部内でも、ほかの年次統計や四半期統計で調査事務を先んじて、パイオニアとして外注化したものもございますし、全ての事務を外注化されている調査もございます。あと、当方の生産動態統計調査と同様に、月次の調査で、商業動態統計調査も一部先行して外注化している部分もあり、同様な時期に全面外注化というところで、今後また、統計委員会に諮問させていただき予定の調査もございます。そのようなことと連携しつつ、現在、同じ悩みなり、同じパフォーマンスを享受している状況でございますので、合わせた形で統計委員会に還元できればと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、調査方法の変更自体については特に御異論がなかったということですが、今後、情報の共有という意味もありますので、全面的な民間事業者の活用による調査結果への影響を統計委員会に事後的に報告していただいて、その結果を委託業務内容等の改善に活用することを今後の課題として記載したいと思います。

それでは、論点の2番目、月報の提出先、提出期限及び提出部数の変更等に移ります。まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2の審査メモに戻っていただきまして、3頁目になります。

(2) 月報の提出先、提出期限及び提出部数の変更等についてです。今回の変更計画では、先ほどの調査方法の変更に伴いまして、経済産業局又は都道府県を經由して提出している月報を新たに民間事業者へ業務委託するものについては、提出先を経済産業局長、都道府県知事から経済産業大臣へ、調査票の提出部数を2部から1部へ、調査票の提出期限を翌月10日から翌月15日へ変更する計画です。これにより、これまで經由していた経済産業局、都道府県を経ないで、経済産業省から直接の配布、回収に変更されます。

これについては、おおむね適当と考えますが、調査票等について、適切な保存期間を設定しているか、電子媒体の保存状況等、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、各論点に対する回答につきまして、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず、論点aの調査票等の保存期間です。調査票並びに集計表自体を収録しました電磁的記録自体は、当方で永年保存にさせていただいております。さらに、記入済みの調査票なり報告義務者提出の電磁的記録については1年と定めておりまして、ガイドラインに基づいた保存期間を設定して保存している状況です。

論点bでございます。調査票等を電子媒体で保存する場合、どのような状態で保存しているのかということと、いつ時点から実施しているのか。過去の調査票等のデータを復元することは可能なのかという点に関しましては、当方は調査票等を電子媒体としてはDVDで外部保存しておる状況です。生産動態統計調査は昭和56年から永年保存している状況でございます。過去の保存しているデータとともに、そのフォーマット自体も一緒に保存している関係から、実際にはデータを復元することは可能という状況です。なお、保存作業は経済産業省の職員が行うということで、民間事業者の活用並びに活用の拡大によっての影響はない状況でございます。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の説明に対して、御質問、御意見をお願いいたします。

はい、宮川委員。

○宮川委員 今のお話は結構かなと思うのですが、変更内容の提出期限の翌月10日から翌

月 15 日に返送するというところに関して、2 点、質問があります。これで公表時期は特に変わらないということでしょうか。それともう 1 つは、例えば、ここから生産指数とかを作られると思うのですが、逆に、効率化によって、例えば 10 日にすれば、むしろユーザー側にとってみると、そのほかの加工の生産指数とかが早く提供できるというメリットがあるようにも思うのですが、この点はどのように考えたら良いでしょうか。

○河井部会長 いかがでしょう。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず、翌月 10 日から翌月 15 日に変わることによって、公表の期日とその分遅れるということはありません。従来どおりの形で、速報は翌月の下旬、確報は翌々月の中旬という公表方法に変わりはないということです。

もう 1 点。翌月 10 日は、今まで、調査員なり都道府県を間に経由している部分がございます。実はその提出期限を 10 日にしているということで、その場合、最終的に経済産業省に届くのは 15 日となっております。間の都道府県なり経済産業局を通さずに、ダイレクトに客体から経済産業省に届くのが、従来と変わらず 15 日に変更しただけです。

○宮川委員 いや、でも考えてみれば、直接だと翌月 10 日でも縮められそうな気がするかなと思ったのですが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 報告者にとっては、提出する期日が変わらなくて、早く来れば、その分、早く公表できたり、いろいろ分析に使えたりするのではないかと、報告者の利便性はあまり変わらなくて、活用の幅が広がるのではないかと、多分、そのような御趣旨ですよね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 この問題はかなり重要で、もともと I I P が月末の最終営業日に公表されている関係から、例えば一次 Q E とかは、それから 8 営業日後に出るという、G D P の公表、Q E の公表日を事実上決めているわけですね。ですから、宮川委員がおっしゃったとおり、もし早く公表できるのであれば、全ての統計の公表日が早まっていくという大きなポイントなので、逆に言うと、多分、10 日まで集められない事情があるから 15 日になっているのだらうなということがないと、今の経済産業省の説明は説得的ではないと思います。

○宮川委員 だから、G D P とか、いろいろ加工統計のユーザー側の立場に立っていると、統計を作成する方からすると従来どおりみたいな形ですけど、せっかくこのような工夫をされているのだったら、その工夫の成果が加工にうまく伝わるような形にされたら、もっと評価ができるのではないかとというのが、私のコメントですけれども。

○松室経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 生産動態統計は全て 109 月報で、そろって公表しております。本日ここに記載してあります提出期限が 10 日になっている分は経由機関を経由してくる月報だけですので、通常、今、ダイレクトに民間事業所経由でやっている部分は全て 15 日になっています。法定提出日が 15 日ですけども、実際の話をする、15 日に全て集まっているわけではございません。特に大きなウエートがある大企業は 20 日を過ぎないと本格的に集まってこなくて、そこは鋭意、督促して回収しています。I I P などのユーザーに必ず回収しなければいけないような重要

な事業所を漏れなく入れるには、公表期限を早めると、それだけ入れられないデータが出てくるのが現状です。そのような意味で、15日プラスアルファで5日ぐらいは、今現在も督促期間は十分設けておりまして、ただ、規則上に定めてあるものが、直送分は15日、それから、現状の経由機関を通過してくる部分は10日に出していただいて、実際には経由機関を経て、15日に国に来ることになっておりますので、ここは書類上、便宜的に、報告者から全て郵送で集めるようになったので、15日にそろえてあるということです。

○宮川委員 いや、それだったら別に遅くする必要はなくて、今のままで10日にしておくなり、もう少し12日とか、現状、遅く来るところもあるわけですよ。ですから、それを考えると、むしろ10日にしておけば良いのではないですかね。それを15日にしたら、もっと遅くなるという懸念があるわけですから、12日とか、それぐらいにしておく方が、実務上も良いのではないかと思うのですけど。

○松室経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 調査規則上で、提出期限が調査票の月報ごとに全て定めてあります。現状は、調査規則の別表に109種類の調査票ごとに、この月報の提出期限は何日までという表を経由機関別に作って定めているところですが、今後、調査系統が1本になると、同一月報で過去の提出先によって提出期限が違うのが実査上非常に扱いにくいので、民間委託するにあたっては、調査票の種類によって法定提出期限が変わることなく、督促も同時にできるように提出期限をそろえて、事務の効率化を図っていきたいと考えております。

○宮川委員 ちょっとよく分からないのですけれども。

○河井部会長 全部、10日にしてしまうとか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 1つの企業で複数の品目の対象になるところが出てきて、多分、大企業だとそのようなところが多くなってくると思いますが、そのようなときに、A品目は10日で、B品目は15日みたいにとらばらだと、なかなか督促もしにくいということかと思えます。

○宮川委員 いやいや、でも、提出期限はもともと10日と、一応、形式上はなっているわけですよ。これは全品目について10日って。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 全品目ではなかったと記憶しています。

○宮川委員 都道府県経由ですか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 都道府県経由の分だけが10日で、半分ぐらいは先に変更されていたのでは。

○宮川委員 ああ、15日になって。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 もう15日になっていて、残り半分が地方経由かと思えます。

○宮川委員 そうすると、そもそも、ある意味、この変更内容の記述の仕方が、ちょっと不正確なのではないですか。今まで15日となっていたものもあるということだったら、このような書き方は非常に誤解を与えることになりそうです。

○松室経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 誤解を与える

ような記述で申し訳ございません。論点ペーパー上は、業務委託を実施する 63 月報のうちという前提がありますので、現状、63 月報は全て 10 日が締め切りになっているということです。それ以外の 46 月報は今のところ。

○宮川委員 15 日ですね。

○松室経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 15 日になっているということでございます。

○河井部会長 川崎委員、どうですか。もっと早くできるのではないかという御意見ですが。

○川崎委員 私は、ここはあまりこだわっても仕方がなくて、実務的に考えた方が良いかなと思っています。つまり、先ほどのお話にあったように、現実には 15 日といっても、遅れるケースもあったり、あるいはそれより早く出せるケースもあるのだったら、実はここで 15 日と記載する意味って、およその目安にすぎないので、むしろ、最後の期日をきちんと守ってさえもらえれば、それで良いと思いますけれども。

○河井部会長 西郷委員、いかがですか。

○西郷委員 特にはないような気もしますが、先ほど宮川委員がおっしゃっていたことの一部で、逆に 15 日にすると、マーフィーの法則ではないけど、大体、何でも締め切りに合わせて仕事をするようになるので、その辺が悪影響を及ぼさないかということだけが確認できれば、この場合良いのかなと思うのですが、それは大丈夫ということですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、大丈夫です。

○宮川委員 一応、自分が納得するためですけど、本当は早くしてほしいというのはユーザー側の希望ではありますが、前の 46 月報についても、オンラインで直接を導入したときに 10 日から 15 日にされたのでしょうか。つまり、今、西郷委員が言われたような、回収状況に変更はなかったみたいなデータだったと思うのですが、これを採用するかどうかについては、その辺のことが根拠にあるのかどうかということだと思っておりますね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 46 月報の部分については、もともと直送分です。

○宮川委員 もともと直送分だったのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、直送分は 15 日という状況です。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 経済産業局だけを経由するものは前の方に入っていなかった。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 たしか都道府県を経由している月報だけは残っていてという記憶が少しあったのですが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そこは確認してもらった方が良くもありません。

○河井部会長 では、すぐには答えが出てこないと思いますので、次回がありますので、そのときに、変更の期日がどうだったとか、お調べいただいておりますという形でもよろしいでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、承知しました。

○河井部会長 よろしくお願ひします。

それでは、次に移りたいと思います。次は、(3)の報告者数の見直しについてです。審査メモ4頁に記載してありますので、事務局から、審査の状況について御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料2、審査メモ4頁、(3)報告者数の見直しについてです。

今回の変更計画では、本調査の対象となる事業所について、これまでの1万7,000事業所から約1万4,000事業所に変更する計画です。これは工業統計調査の結果等から、調査対象数について確認を行ったところ、前回申請から約3,000事業所減少していたため、それに合わせて報告者数を変更するものです。

これについては、本調査の結果精度の確保の観点から見て、おおむね適当と考えますが、母集団情報の整備の方法や報告者数の積算方法等、5つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、各論点につきまして、経済産業省から御回答をお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、まず、母集団情報の選定方法の部分につきまして、本調査は、調査対象品目を生産する事業所等を調査対象としているが、これらの事業所をどのように把握しているのか。具体的には、どのような母集団情報を基に調査対象を選定しているのかの論点につきましては、本調査自体は、事業活動を捉えるアクティビティの調査ですので、母集団名簿として確たるものは現状として存在しない状況にあります。

しかしながら、①工業統計調査の品目別の事業所名簿と生産動態統計調査の調査対象事業所名簿との突き合わせによる確認ということで、さらには、②報道情報などの公表情報による情報収集、③調査対象事業所側での状況の変化の反映、いわゆる規模の上下関係の部分、あとは、事業所の移転といった部分について、随時、更新を行っています。さらには、これまでは経済産業局とか都道府県、更には業界団体の協力を得まして、新たに対象となり得るような事業所の開業情報などを把握している場合においては、そのような部分を名簿に取り入れて整備を行っている状況です。

あと、民間事業者につきましては、③のいわゆる調査対象側から得られる確認は、今後、確実に把握してもらう必要がありますけれども、他の事項については、経済産業省が審査業務の委託による浮いたリソースを情報収集に投入することによって、全体の精度向上を図ってまいりたい所存です。これが1点目です。

次に、母集団の推移状況です。母集団の整備は前述のとおりですが、対象数は、資料に記載していますとおり、現状、平成28年からは、毎年、対象数自体は減少している状況です。生産動態統計自体は、経済実態によらない断層を除外している関係から、未回収事業所についても推計して補完しておりますので、常に100%の対象数で補完した上で集計を行っている状況です。

次に、報告者数の減少の要因と結果精度への影響の度合いです。報告者数自体が約3,000

事業所と大幅に減少しておりこの原因はどのようなものかということと、報告者数が減少することによって断層が生じるなど調査結果に影響を及ぼすおそれはないのかという点に関しましては、製造業につきましては、経済構造の変化によって、製造業の事業所数が減少傾向の状況でございます。純粋な廃業以外にも、実は一定規模以上の悉皆調査でございますので、生産動態統計調査の場合は、従業者数によって、繰り入れなり、除外という方法をとってございます。したがって、従業者数の減少により対象外になる、いわゆる規模落ちという事業所も実際にはある状況です。さらに、開業とか廃業による事業所数の増減は、実際には経済実態の反映ですので、特段の処理はせずに、そのまま数値を反映させていると。しかしながら、既存の脱漏事業所自体を調査対象に繰り入れた場合等に関しましては、実際の経済実態ではございませんので、その断層分については、接続係数を作成しまして、当該係数を用いて、前年比を比較できるような公表方法にしておるといった状況です。

ちなみに別添3に、現状、リンク係数が発生した場合には、このような形で公表させていただいているという、あくまでもリンク係数の公表事例ですが、一部、御用意させていただいております。もし、実際の新規なり規模落ちで開業なり廃業があった場合は何の処理もしませんけれども、例えば脱漏の回収とか品目の定義が変更になりましたといった部分の情報は、実際には単純にそのままの数値とはいかないので、それぞれリンク係数等を作成して、断層処理を行っております。その公表方法としての一例ということで御用意させていただきました。これがcです。

あと、もう1点、dとして、事業所母集団DBの活用の余地という点です。将来的に、母集団情報として統一的な母集団名簿、具体的には「事業所母集団データベース（年次フレーム）」を用いる余地はないのかという点に関しまして、生産動態統計調査は、今申し上げましたとおり、指定した品目を生産している事業所の名簿情報が必要でありまして、事業所母集団データベースでは、品目別の名簿情報、いわゆるアクティビティ名簿は得られない関係から、現状としては、工業統計調査又は経済センサスー活動調査から得られる品目別の個票データを用いて名簿の整備を行っている状況です。

今後、経済構造実態基本調査に工業統計調査が包摂されまして、詳細な品目情報が得られなくなった場合においては、アクティビティを把握できる名簿の整備は困難な状況になるかと思えます。

そのため、将来的な母集団のあり方に関する対応策については、今後、検討してまいりたいと考えています。

最後、もう1点、eとして、調査計画上の報告者数の件です。報告者数につきましては、調査対象を選定した時点、例えば平成31年時点などと、調査計画において明記することで、「選定する時点によって起こる報告者数の増減」を対外的に説明できるよう、記載ぶりを見直す必要はないのかということにつきましては、統計調査計画の「報告を求める者」の数につきましては、変動するものです。御指摘のとおり、調査計画の変更が数年間行われただけで、調査計画とのかい離が出てくる結果となっております。御指摘のとおり、時点を明記すること自体、有益だと考えられますので、審査部局と御相談してまいりたいと

思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎委員 特に問題だということではないのですが、9頁目の上の方の母集団情報の関係ですが、経済構造実態調査あるいは工業統計の関係で変化していった場合に、それ以降の名簿整備はどのようなイメージで考えてられるのか、もし、今の時点でのイメージがあれば、少し教えていただきたいのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 現状では、やはり、生産動態統計調査は、アクティビティの調査で、主業種格付とは異なり、主業でなくて副業でもかなりの品目の生産額がある部分をできるだけ拾いたいという趣旨ですので、工業統計調査で、いわゆる幾つかの桁の品目で、細かい品目レベルに近いようなものですが、そのような情報が得られれば、この事業所は、副業でもこのような品目を生産しているといった、そのような情報が継続的に得られるような調査票設計みたいなものができる、若しくは附帯調査みたいな調査情報が得られれば一番ベターなのかなとは考えております。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○川崎委員 1点だけ、本調査の調査計画には、母集団名簿に関する記載がないのですけれども、母集団名簿をどのように、母集団名簿というか、母集団の情報を得ていて、その情報を示す必要はないのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 現状の母集団名簿としましては、やはり工業統計調査で補足情報自体を拾って、アクティビティベースでの対象名簿をブラッシュアップしていくというのが、いわゆる母集団名簿という状況でございまして、これがいつまで続けられるのかといったところが難点というか、問題点です。その方法については、当調査では独自には解決できない部分もございしますので、関連する統計調査等に、そのような情報を盛り込んでもらえるか否かを含めまして、今後、更に検討していきたいと考えています。

○河井部会長 それでは、提案というか、この項目については現状どおりということですが、今後のことを考えると、課題が明確でありますので、将来的な母集団情報の件につきましては、今後の課題のところと言及するという形でまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○川崎委員 その件はそれで結構ですが、あともう1点。少し細かな点といえば細かな点ですが、同じ9頁目の真ん中、これは調査実施者か、それとも政策統括官室か、両方の関係かもしれないのですが、私は、論点eは、細かいけど、結構大事だと思っているので、念のため、強調させていただきたいと思います。というのは、ここ半年ばかりの統計の諸問題を考えると、調査計画と実態がかい離しているのが結構問題だと言われてしまうわけですが、今の数を生のまま書き込む姿は、調査対象に自然増減が起こった場合に、どうしてもかい離が起こってしまうわけですね。ですから、かい離が起こるといいます

か、自然増減が起こることを前提にこの数を記載することは、特に全数調査の場合、大事なので、そこの書き方をうまく工夫しないと、結局はまともなことをやってもまともでないように受け止められる、誤解が生じる場合があるので、そこは是非、政策統括官室も一緒になって工夫していただけたらありがたいと思います。これは別に答申に入れることでは全くないのですけれども、少し気になったので、念のため、お願いさせていただきます。

○河井部会長 いかがでしょう。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 御指摘ありがとうございます。私も、先ほどお話もありました、どのような情報を使ってその範囲とか対象数を確定しているのだという情報、それから、約1万4,000にしても、どの時点で1万4,000なのかというような情報を、調査計画も、それから、ホームページ上の情報提供も含めて充実していくことによって、信頼が少しでも高まるのではないかなと考えている次第です。その当たりは、できれば、点検検証部会で整理していただくとありがたいと思うのです。ちょうどここに御三人、点検検証部会の委員がおられるので、そのようなことも考えていただければと思います。

○川崎委員 ちなみに、今のお話のとおり、このような情報に基づいて、いつ時点の数なので、これが、自然増減があったら変わりますよというのが分かるような書き方をすると、多分、良いのでしょうか。何の情報に基づいてというのは、多分、大事なことになってくるので、そこをしっかりとというのがおそらくポイントかなと思います。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○西郷委員 名簿情報に関して、今後の課題のところに記載するということがあったのですが、先ほど実施者がおっしゃっていたように、経済産業省の中だけで解決できる問題ではないような気もするのですね。特に、事業所母集団データベース、ないものねだりなのかもしれませんけれども、アクティビティを捉えようとしたときに、事業所母集団データベースではそれができないということは、現状、それが曲がりなりにできているにもかかわらず、将来的にそれができなくなってしまうというのは、一種の退化になってしまうわけです。統計全体で見たときに、それは退化したということになってしまうので、そこは経済産業省だけではなくて、統計委員会とか、あるいは日本の産業統計全体の中の課題として位置付けて、どのように解決していくのかという形で、今後の課題には記載していただきたいと思います。それだけです。

○河井部会長 分かりました。どうもありがとうございます。では、今いただいた御意見を反映させて、今後の課題のところに記載させていただければと思います。

あとは、先ほどの点検検証部会の宿題もございますので、そちらも併せて検討させていただければと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

次は審査メモの5頁にあります（4）の公表方法の変更につきまして、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料2、審査メ

モノの5頁になります。(4)公表方法の変更についてです。

今回の変更計画では、調査結果の公表について、印刷物での公表を中止し、インターネットのみで公表することに変更する計画です。

これまで、本調査の調査結果は、「インターネット及び印刷物」により公表してきましたが、このうち、印刷物については、インターネットで公表している資料を経済産業省において印刷、製本した上で配布しているものであり、特に印刷物において上乘せした情報を提供している状況にはありませんので、印刷物による公表を中止するという計画であります。

これについては、業務の効率化の観点からやむを得ないと考えられるものの、基幹統計調査の結果は幅広く公表される必要があり、また、一部のユーザーにおいては利活用上不都合を生じるおそれがあることから、印刷物の公表の中止に伴う影響について、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

**○河井部会長** ありがとうございます。それでは、各論点につきまして、経済産業省から御回答をお願いいたします。

**○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** それでは、資料3の9頁を御覧ください。

公表方法の変更、まず、論点aということで、印刷物の活用と配布先の点でございます。印刷分について、どのような用途に活用していたのかということと、印刷物の配布先はどのようなになっているのかという状況です。

これまでも、当省の部分につきましては、利用の実態を踏まえた経費の適正な執行の観点から、順次、印刷予算自体を削減しまして、インターネット並びにホームページなり、総務省のe-Statで統計表自体を参照しやすくしている状況でございます。また、紙による提供自体は、ホームページで参照可能なファイルを紙に出力したものを、経済産業省の広報室を通じて、新聞記者クラブ向けに100部コピーして提供しているのが実態です。印刷、配布した部数も限られた数に留まる関係から、業務及び経費の効率的な実施の観点から、調査計画上自体は、インターネットによる公表のみを記載するとしたいと考えています。

もう1点、利用者への対応です。調査結果の公表について、今回の見直しを踏まえ、利用者への影響を最低限にするため、どのような対応を考えているのかにつきましては、掲載場所が分かりやすく、利用しやすいデータファイルを迅速にホームページに継続して掲載してまいり所存です。なお、ホームページで公表しましたデータを基に、民間事業者が有償で報告書の出版を今後も行う予定と聞いています。刊行物を希望する方は、そちらも利用可能という状況です。

3点目としまして、集計方法や欠測値の補完の方法です。実際に生産動態統計調査のホームページで、以下のとおり、未提出事業所に関する推計方法自体は公表しておる状況でございます。例えば非回答の取扱という部分については、集計結果の段階で前月とか前年同月の値を用いて推計する方法にしています。外れ値の取扱い、いわゆる管理限界値で、

これはエラーではないかという部分については、必要に応じて、報告者に疑義照会をして確認をとった上で、正確な数字であるかどうかを確認した上で処理を行っていることをお伝えしております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対して、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

多分、お二人の先生もそうですし、多くの方はインターネットで、環境にも優しいですし、望ましいのではないかと思っておりますが、ただ、インターネットをお使いにならない方とかがいらっしゃる場合に、印刷物が有償提供されると、先ほどの御説明にもありましたけれども、ごく一部だけが欲しいとかというようなニーズには対応される予定はおありでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 現状では、冊子自体を丸々欲しいというよりは、むしろ、電話等で、このような数字はございませんかという照会がございます。そのような問合せについては、電話での回答等をしている状況です。もし冊子が必要という場合においては、有償ですけれども、民間で販売していることを御紹介させていただいている状況です。

○河井部会長 では、一部のものについては電話照会で、全部が欲しいという人に対しては、ここで売っているよという形で紹介するということですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 そうです。

○河井部会長 そのような形でよろしいでしょうか。

それでは、この項目につきましては、特に御異論もなかったもので、了承していただいたものと整理させていただきたいと思っております。

次は2番目の答申における今後の課題への対応状況についてです。これは審査メモの6ページですが、答申において付された課題の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモ6ページ、統計委員会諮問第98号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。

諮問第98号の答申の今後の課題として、経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の観点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて委託業務内容等の改善に活用することとされております。

これにつきましては、先ほどの（1）の調査方法の変更に係る審議の中で、おおよそ確認されたと認識しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 こちらにつきましては、今、事務局から御説明がありましたとおり、これまでの部会の審議の中で確認をさせていただいたと考えておりますが、何か付言することがありましたら、特にありませんか、よろしいですかね。

それでは、国民経済計算の話は終わりましたので、以上ですね。

では、本日予定していた内容は終わりましたが、全ての審議が終わったわけではなくて、宿題が残っているわけですが、その宿題につきましては、5月16日に第2回の部会を行うということで、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思っております。

第2回の部会では、本日の部会で出された宿題に対する回答を踏まえた審議を行った上で、答申案についても審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日の部会の審議の内容につきまして、追加で御質問やお気づきの点がございましたら、非常に時間が短くて申し訳ありませんけれども、4月17日の水曜日16時までに、事務局まで電子メールによって御連絡いただければと思います。また、本日の審議内容につきましては、4月開催予定の統計委員会で、私から報告する予定であります。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査** 次回の部会は、5月16日木曜日の16時から、総務省第2庁舎の7階中会議室で開催いたします。また、先ほど部会長からお話がありましたが、追加の御質問や答申（案）に盛り込むべき事項、また、お気づきの点等がございましたら、4月17日水曜日16時までに、メールにより事務局まで御連絡をお願いします。また、本日の配布資料につきましては、次回の部会においても審議資料として利用いたしますので、御持参いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、速やかにメールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても、御確認をお願いします。

事務局からは以上です。

**○河井部会長** では、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回の部会審議もよろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上